

令和3年12月 6日 開会

令和3年12月16日 閉会

令和3年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

12月6日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第41号について（提案説明・採決）	6
議第42号について（提案説明・委員会付託）	7
議第43号について（提案説明・委員会付託）	9
議第44号について（提案説明・委員会付託）	10
議第45号及び議第46号について（提案説明・委員会付託）	14
散会	16
会議録署名議員	17

12月16日（木）

議事日程	19
議長及び出席議員	19
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	19
職務のために出席した者	20
開議	21
会議録署名者決定	21
一般質問	21
8番 岩田讓治議員	21
3番 傍嶋邦博議員	26

2番 渡邊裕光議員	30
1番 石原英一議員	31
4番 坂 悟議員	34
委員会報告	37
議会改革特別委員会	37
民生文教常任委員会	37
総務産建常任委員会	38
議第42号について（質疑・討論・採決）	38
議第43号について（質疑・討論・採決）	39
議第44号について（質疑・討論・採決）	39
議第45号について（質疑・討論・採決）	39
議第46号について（質疑・討論・採決）	40
閉会	40
会議録署名議員	41

令和3年12月6日（第1日）

議 事 日 程 (令和3年12月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第40号 専決処分の承認について
 専第5号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
日程第4 議第41号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
日程第5 議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定について
日程第6 議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
日程第8 議第45号 町道路線の廃止について
日程第9 議第46号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
民生調整監 吉 村 等	建設調整監 岡 田 立
総務課長 山 田 靖	企画調整課長 大 平 共 美
福祉課長 坂 和 由	建設課長 河 合 一
学校教育課長 堀 隆 志	生涯学習課長 今 村 厚 士
住民環境課長 神 野 千 津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長	梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたものですから、令和3年第4回安八町議会定例会の初日を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回安八町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、2番 渡邊裕光君、3番 傍嶋邦博君を指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間に決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの11日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和3年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り何かと御多用の中、御参集賜り、また日頃、町政発展のため御尽力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

早いもので、今年も残りあと僅かとなりました。振り返れば、この1年も新型コロナウイルス感染症対応に追われた1年でありました。ここに至りましては、2回のワクチン接種や皆様方の御理解、御協力により感染拡大が鎮静化し、これまでの制約も緩和されることになりましたが、新たな変異株の発生などまだまだ予断を許さない状況にあります。近く3回目のワクチン接種が始まりますが、コロナ社会であることの意識の下、感染防止対策を継続

しつつ、町の発展に取り組んでまいりたいと思っております。

住民の皆様、医療に従事されている皆様には、今後とも御理解、御協力をお願いすることになりますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会には、人事案件、条例改正、補正予算など7議案を上程させていただきます。

個々の案件につきましては、担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 それでは、日程第3、議第40号 専決処分の承認についてを議題とします。提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第40号について朗読並びに御説明申し上げます。

議第40号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第5号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億3,574万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日専決、安八郡安八町長。

この補正予算（第5号）につきましては、令和3年11月19日、閣議決定を

されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、18歳以下の対象児童1人当たり10万円相当の給付を行うことが決定されました。

10万円相当のうち、現金5万円につきましては迅速な支給が求められていることから、速やかに事業を進めるため必要な経費について予算の補正をさせていただきます。

それでは、1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページは歳入でございます。

1枚はねていただきまして、6ページのほうを御覧ください。

6ページは歳出でございます。

歳入歳出いずれも補正前の額64億1,374万2,000円に1億2,200万円を増額し、合計を65億3,574万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入、単位は1,000円でございます。

国庫支出金につきましては、特定財源ですので歳出で御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の1億2,200万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1億2,200万円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1億2,000万円及び同事務費補助金200万円でございます。一般財源はございません。

子育て世帯への臨時特別給付に係る経費といたしまして、節区分の職員手当等の時間外勤務手当20万円は、本事業に係る職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、需用費27万2,000円のうち、消耗品費20万2,000円はファイル等の購入費、印刷製本費7万円は封筒の印刷代でございます。

続きまして、役務費68万6,000円のうち、通信運搬費40万4,000円は郵送代、手数料28万2,000円は振込手数料でございます。

続きまして、委託料の業務委託84万2,000円はシステム改修に係る経費で

ございます。

そして、負担金、補助及び交付金の交付金1億2,000万円は、18歳以下の対象児童2,400人に対する1人当たり5万円を支給する金額でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 本件につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり承認いたしました。

議長 日程第4、議第41号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議案書の9ページをお開きいただきますようお願いいたします。

それでは、議第41号につきまして、まず議案を朗読させていただきます、その後説明をさせていただきます。

議第41号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町城3丁目15番地の2。氏名、大山正行。生年月日、昭和28年11月9日生まれ。

今回提案させていただきます大山正行さんが令和3年12月23日をもって任期満了となります。引き続き大山さんを選任し、御同意をお願いするものであります。

大山さんは、長年公務員として勤務されてこられ、税務関係も非常に詳しい方で、人格、識見ともに高く、委員として適任であると考えております。

大山さんの選任の同意につきまして、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議 長 日程第5、議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第42号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定について。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、現在休館中の勤労青少年ホームの改修事業を行い、本施設の一部をテレワーク施設としてリニューアル整備し、また地域の人たちにも利用していただける設備に整備するものであります。

改修後の本施設に係る設置及び管理に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、むすぶテラスの設置及び管理に関する条例、以下は条例本文でございます。

内容につきましては、この議案資料を御覧いただきながら、別冊の議案資料で御説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

議案資料の1ページをお願いいたします。

主な制定内容として、第1条は、本施設における施設の設置に関すること

について規定しております。本条例で規定する施設むすぶテラスは、「結ぶ」という言葉をキーワードとしております。場所と人を結ぶ、地元と地元、地域と都市、地域と企業、子供と大人、働く人と学ぶ人、この場所へ訪れると様々な出会いがあり、関係がつながり、その輪が広がっていきます。結んだその先を見据えた企業、都市、地域をつなぐ拠点となれる充実した施設を創造してまいります。

第2条は、施設の名称及び位置を規定しております。

名称はむすぶテラス、位置は岐阜県安八郡安八町東結1561番地であります。

第3条は、むすぶテラスで行う事業を規定しております。

第4条は、むすぶテラスの運営に関する重要な事項について審議するため、むすぶテラス運営委員会を設置するものであります。

第5条から次の議案書の14ページまでの第8条までの規定は、第4条で規定する運営委員会の組織、委員の任期、委員長・副委員長の役職等、会議の方法について規定しておるものでございます。

第9条は、第4条で規定する運営委員会の庶務は、総務課及び企画調整課において行うものであります。

第10条は、第2条で規定するむすぶテラスの各部屋等の使用料を規定しております。

第11条は、本条例の施行に関して必要な事項は町長が規則で規定するものでございます。

議案書の本文14ページへお戻りください。

附則となります。

第1条は、施行期日を規定しております。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

次の第2条は、安八町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（平成元年安八町条例第11号）は廃止するものであります。

次の第3条は、前の第2条における既存の条例の廃止と今回の本条例の制定との関連において、影響を受けます安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年安八町条例第4号）の一部を次のように改正するものであります。議案資料の2ページにも本改正条例の新旧対照表を載せてございますが、別表中「勤労青少年ホームの運営審議会委員 日額

5,000円」を「むすぶテラス運営委員 日額 5,000円」に改めるものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第6、議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議案書の17ページをお願いします。

議第43号を朗読並びに御説明申し上げます。

議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

第5条の2第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

今回の改正は、上位法である健康保険法施行令の改正によりまして、出産育児一時金を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改正するものです。

別冊の議案資料3ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読ください。

附則でございます。

第1条、施行期日です。この条例は、令和4年1月1日から施行する。

第2条、経過措置として、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の2第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第43号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第7、議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

順次提案説明を求めます。

まず最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第44号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,615万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億9,189万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額65億3,574万2,000円から5,615万4,000円を増額いたし

まして、65億9,189万6,000円とするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

25ページの最下段、款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額125万3,000円につきましては、安八町牧地内の町道路線の廃止等により、町有地3筆分を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払下げに係る土地売買代金を補正するものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

26ページの中段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額2,862万2,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

27ページの上段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額、増額の2,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金414万5,000円はコロナ交付金でございます。総務費国庫補助金でございます。節区分、委託料の業務委託2,000万円は、公共施設維持管理経費でございます。これは、現在休館となっております安八町東結地内の勤労青少年ホームの改修事業を行うものでございます。本年8月12日に業務委託契約の締結の議決をいただきました勤労青少年ホームのテレワーク化施設への改修等に向けて、受注業者より提案のあった改修計画提案書をベースに、現地確認等を行いながら検討会議を重ねてまいりました。そこで最終的なデザインや間取りなど、詳細な部分に当たりまして詰めてまいりまして、追加工事が必要となることが見込まれますので、今回それらに係る経費の補正をお願いするものでございます。

次に、目、情報管理費、補正額、増額の17万8,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金17万8,000円は子ども・子育て支援交付金でございます。総務費国庫補助金でございます。節区分、委託料の業務委託17万8,000円は、行政デジタル化推進経費でございます。これは、

国の児童手当制度の改正実施円滑化事業に伴いまして、職員における児童手当の現況届の省略や、所得上限額の創設対応に係る人事給与システムの改修に係る経費を補正するものでございます。

次に、1つ飛びまして、目のふるさと基金費、補正額、増額の2,500万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金2,500万円がふるさと寄附金でございます。これは、ふるさと納税サイトの増や返礼品の追加により、安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

29ページの上段、款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額の減額の252万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の252万円はコロナ交付金でございます。節区分、備品購入費、減額の252万円は、小学校備品購入経費で各小学校の空気清浄機購入に係る入札差金でございます。

次の中段、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、減額の268万2,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の162万5,000円はコロナ交付金でございます。その他の諸収入、減額の105万7,000円は、東安中学校組合負担金でございます。こちら、先ほども小学校費と同様に268万2,000円は、各中学校の空気清浄機購入に係る入札差金でございます。

そこで、ここでの小学校費及び中学校費の入札差金で不用となりましたコロナ交付金414万5,000円の財源は、先ほどの27ページで御説明をさせていただきました総務費の財産管理費に財源充当をしておるものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、27ページへ戻っていただきまして、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の1,200万円。事業名、企画振興経費、節区分、役務費310万円。内訳といたしまして、通信運搬費250万円、手数料60万円、委託料、業務委託740万円、使用料及び賃借料150万円。これらは、ふるさと寄附金に対する返礼品及び送料、手数料、事務処理委託等を計上しているものでございます。

議 長 住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 27ページ、下段をお願いいたします。

款、総務費、項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額52万円。全て一般財源でございます。節区分、委託料の業務委託52万円は、戸籍システムのクラウド化に伴い、連携している住民基本台帳ネットワークシステムのサーバーのファイアウォール設定変更に係る経費でございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、国民年金事務費、補正額8万5,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金の8万5,000円は国民年金事務費委託金でございます。節区分、委託料の業務委託8万5,000円は、年金手帳廃止に伴う基礎年金番号通知書再交付申請対応システム改修費でございます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ページは同じく28ページの中段をお願いいたします。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の150万円。財源内訳中、特定財源はございません。子育て支援事業といたしまして、第3子以降の出産に対してお祝い金を支給しております。節区分の報償費150万円は、対象者が当初見込みより増えることとなったため、その不足分を補うものでございます。

続きまして、目、児童措置費、補正額、増額の79万2,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は子ども・子育て支援交付金でございます。児童手当に係る経費でございますが、令和4年度から法制度の一部が変更され、新たに所得上限額が設けられることとなりましたので、節区分の委託料の業務委託に児童手当システムの改修費を計上するものでございます。

議 長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 同じく28ページ、下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、増額の108万1,000円でございます。財源内訳で特定財源、スマート農業技術導入支援事業の県支出金108万1,000円です。節区分で、負担金、補助及び交付金の補助金108万1,000円でございます。これは、認定農業者が先端技術を活用した農業機械の導入に要する事業費357万円に対して、補助率3分の1の108万

1,000円の県補助の内示を受けましたことにより、その額を補助するものでございます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 続きまして29ページ、最下段をお願いします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、増額の20万円。財源内訳としまして、特定財源、その他、寄附金10万円。安藤重壽氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費としまして、治水や輪中等に関する書籍などの購入費でございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第44号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第8、議第45号 町道路線の廃止について、日程第9、議第46号 町道路線の認定についての議案を一括議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議第45号及び議第46号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

議第45号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

33ページをお願いいたします。

廃止となる路線は、南今ヶ渚及び森部地内における整理番号1、路線番号013412、路線名、川並1号線。起終点につきましては、南今ヶ渚字川並1414番3地先から1417番1地先まで延長378.2メートル、幅員1.8から8.6メートル

ル、ほか9路線でございます。

35ページをお願いいたします。

こちらは廃止路線網図で、今回廃止する10路線の位置を示しております。

引き続き議案書の37ページをお願いいたします。

議第46号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年12月6日提出、安八郡安八町長。

39ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は南今ヶ渚及び森部地内における整理番号1. 路線番号013764、路線名、川並11号線。起終点につきましては、南今ヶ渚字川並1414番3地先から1464番1地先まで、延長243.1メートル、幅員3から7.6メートルでございます。

裏面の40ページにわたる全23路線でございます。

41ページは新規路線網図で、今回認定する23路線の位置を示しております。

現在、県が進めております大垣江南線、長良川新橋工区の整備に伴い、今後町道が分断され道路延長が変更になったり、県道との交差部等において道路幅員に変更が生じたりしてまいりますので、県道大垣江南線の整備計画に基づき町道路線の廃止及び認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第45号、議第46号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号、議第46号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

お諮りします。

各委員会の審査のため、12月7日から12月15日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、よって12月7日から12月15日までの9日間を休会といたしますことに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。
本日はこれをもって散会いたします。
(散会時間 午前10時44分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月6日

議 長 大 平 文 雄

議 員 渡 邊 裕 光

議 員 傍 嶋 邦 博

令和3年12月16日（第2日）

議 事 日 程 (令和3年12月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 一般質問
日程第3 委員会報告
日程第4 議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定について
日程第5 議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第6 議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
日程第7 議第45号 町道路線の廃止について
日程第8 議第46号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に参加した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
民生調整監 吉 村 等	建設調整監 岡 田 立
総務課長 山 田 靖	企画調整課長 大 平 共 美
福祉課長 坂 和 由	建設課長 河 合 一
学校教育課長 堀 隆 志	生涯学習課長 今 村 厚 士
住民環境課長 神 野 千 津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 山 形 さおり

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

定刻になりましたから、令和3年第4回安八町議会定例会2日目を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、4番 坂悟君、6番 西松巖君に指名いたします。

議長 それでは、日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を始めます。

8番 岩田讓治君。

8番 おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私から2つ質問をさせていただきます。

1つは、令和4年度の予算についてでございます。

もう一つは、GIGAスクールで各学校に入った学習用の端末についてでございます。

それでは、1つ目でございます。令和4年度の予算方針、予算編成についてお尋ねをいたします。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種が主の1年間だったと思っております。そのため、行政運営に多大なマイナスを生じ、コミュニティー意識が薄れてしまいました。

一方、第五次総合計画も来期は最終年度になります。計画の最終チェック、実施をしながら、第六次総合計画の作成もしなければなりません。

現在、令和4年度の予算編成が進んでいる中でございます。コロナで回りをした分だけどのように修正し、主にどんな事業を進めようとされているのか、町長の答弁をお願いいたします。

2つ目でございます。

学習用端末、使い方では刃にもと題しまして質問をいたします。

国のGIGAスクール構想で学校の子供が1人1台配付された学習用端末、授業がより分かりやすく、楽しく学べる機器が、昨年11月の東京都内の小学校でいじめを受けていたとメモを残して6年生の女の子が自殺をしてしまいました。そして、今年9月、当時の文科大臣が学習用端末がそのいじめに使われたと明らかにいたしました。

当町も1人1台の端末が子供たちに配付されていますが、次の2点についてお尋ねをいたします。

1点目でございます。端末のIDとパスワードの管理はどのようにしていますか。これが漏えいしたり、第三者の手に渡れば、経済的な損害を受けたり、犯罪に使われたりすることもあります。子供たちには、IDやパスワードは大切にすることで、ほかの人に教えてはいけません。また、簡単に推測されたりするようなことじゃなしに、文字列のものを設定したりということで、定期的に変えるというようなことをしっかり理解させなければなりません。校内だから知られても大事にはならないだろうという気の緩みは禁物でございます。

2つ目でございます。端末のチャット機能、これは文字で会話する機能でございますが、この扱いはどうなっていますかということでございます。IDとパスワードを知ることができれば、誰のIDにでもなれます。ほとんど匿名の世界になってしまいます。大胆な悪口や投稿がエスカレートしてきてしまう可能性があります。チャットにはメリットとデメリットがあります。しかし、子供だけのチャットはデメリットが大きいと思います。教師や親がチェックできるセッティングが必要だと思います。

その上、文章だけでは読み方によって意味が変わることがあります。文字の誤解からいじめにエスカレートしてしまうことがあります。子供は大人ほど語彙力がありません。文の行間の意味を読み取る読解力が未熟です。教師が書き方の指導をすることも必要です。端末の使い方を間違わないよう、大

事にならないよう御指導をよろしく申し上げます。

以上、学校教育課長の答弁をお願いいたします。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、岩田讓治議員の御質問、令和4年度の予算編成につきましてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響は計り知れず、当町におきましても、今年度はワクチン接種や感染拡大などへの対応に追われまして、まちづくりに資する事業の推進に対して、また施設の運営面での制約、多くの行事やイベントの縮小、中止など、多大なる影響を受けております。地域での活動におきましても、制約を余儀なくされていることも多くあることは存じております。岩田議員が御指摘されるとおりで、特に住民の皆さんが憩う、集う場が制限されることなどにより、コミュニティー意識の希薄化が懸念されるところでございます。

新年度は、第五次総合計画の最終年度になります。ただいま新年度の予算の編成を進めておりますが、併せて第五次総合計画の効果、検証を行い、次期総合計画の策定に反映していきたいと考えております。厳しい財政状況が続く中、また多くの費用を要する案件でございますが、継続して進めております大きなプロジェクトや庁舎の耐震補強、防災行政無線のデジタル化など、必須となる事業は着実に推進してまいりたいと考えております。行事、イベントにつきましては、制約を受けるところもあるかと思いますが、できる限り万全な対策を講じて開催してまいりたいと考えております。

何かと不透明なところも多くございます。新たな変異株の発生、拡大も懸念され、また第3回目のワクチンの接種など、コロナ対策は継続していかなければなりません。しかしながら、コロナ感染症も一気に終息することは期待できず、コロナの状況を注視することも大事ですが、そればかりに気を奪われておりますとまちづくりも滞ってしまいます。このコロナ社会が常態化することを認識しつつ、強い危機感、スピード感を持って、第五次総合計画の集大成に向けてまちづくりを推進していく所存でございます。いずれにいたしましても、何事にも柔軟に対応できるよう、引き続き行財政基盤の強靱化につながる予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上、岩田議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 岩田議員の学習用端末、使い方では刃にもについてお答えします。

質問の1点目、IDとパスワードの管理はどのようにしていますかの質問にお答えします。

当町の小・中学校でのタブレット端末については、一台一台に異なるIDとパスワードを端末に付与し、その個人にしか分からないようにして管理しております。また、子供同士で自分のIDやパスワード等をほかの人に教えないように、学校で担任が子供たちに指導しています。そして、議員言われるように、ID、パスワードの定期的な変更を実施しています。

また、学校や家庭でのタブレット活用のルールを小中学校情報部会で作成し、児童・生徒はもとより、保護者にも使用する際の注意事項として、例えば長時間使用しないとか、就寝する30分前からは使用しないなどをよく理解いただき、その本人と家庭も含めた家庭用端末機器の使用ルールとして定着するように啓発しています。

続いて、質問の2点目、端末のチャット機能の扱いについては、このチャット機能は、オンライン会議アプリマイクロソフトTeams内で使うことができ、教師の管理下では、チャット自体は子供たち同士でも使用できます。オンライン授業においては、音声による会話だけでなく、チャットを使った文字でのコミュニケーションも必要な場合があり、仲間の発言に対してチャットで反応するなど、授業がスムーズに実施できます。

問題点として、子供たち同士でのやり取りの中で相手を傷つけたりすることができてしまうことですが、当町の学習用端末機器では、教師の管理下以外では子供同士でのチャットはできないように設定されていますので、学校でも家庭でもそのような問題は起こらないと認識しております。しかし、様々な場合を想定し、子供同士のいじめに発展しないように配慮していきたいと思います。

なお、教育委員会では、この東京都の事例を受けて各校長へタブレットの管理方法等の文書を発送し、各校の現状把握と再点検を実施しましたが、そのような事例は報告ございませんでした。

当町での児童・生徒のいじめ対策としては、年1回、大垣警察署、大垣法

務局、子ども相談センターの方々を招集し、役場の福祉課と教育委員会とで現状把握と対策について協議し、情報共有をしています。また、毎月の教育委員会の定例会では、毎月各小・中学校から提出されるいじめの事案や不登校児童・生徒の案件を、委員皆様に解決策や指導方法について検討しています。様々な方々の協力や御尽力をいただきながら、安八町の未来の宝である子供たちが伸び伸びと学校生活が過ごせるように、学校、教育委員会、また地域の方々の力を借り、子供たちを見守っていきたくと思います。

以上、岩田讓治議員からの御質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

8番 今、学校教育課長からGIGAスクールの関係の御答弁をいただきましたけれども、1つ目のID、あるいはパスワードの管理についてということで、具体性が少し乏しいような御答弁でございました。先生が注意をするというようなことが主な内容だと思いますが、もう少し分かりやすい内容の御答弁をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。具体的によろしく願いします。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 岩田讓治議員の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもございましたタブレット活用のルールの中に、個人情報の段でございしますが、自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。また、自分や他人の個人情報をインターネットに絶対に上げません。また、相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりすることに絶対書き込みません。また、ID、パスワードを他人に教えませんという項目を入れさせていただいて、子供たちと保護者も含めまして、絶対パスワード等を他人に教えないということで同意書もいただいております。

また、授業の中でタブレットを使用する際には、文科省によります動画教材がございまして、その中にはID、パスワードを他人に知られて大変怖い思いをするという動画がございしますので、そのような動画によりまして、子供たちにも情報が漏れいしたときの怖さを十分認識していただくように授業でも啓発しておりますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

8 番 大変具体的なお話をいただきまして、ありがとうございました。

いずれにいたしましても、まだまだ試行錯誤の中のGIGAスクール構想の始まりでございます。慎重には慎重を期して、転ばぬ先のつえ、よろしく子供を御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次に行きます。3番 傍嶋邦博君。

3 番 それでは、議長のお許しをいただきましたので、私からは、安八町の財政運営と事業運営のバランスについてという内容で質問させていただきます。参考資料がありますので、御覧いただきながらお聞きください。

令和元年度の安八町の将来負担比率は104.3%で、岐阜県下最下位でした。令和2年度においては86.7%、岐阜県下最下位を脱却するまでには至りませんでした。僅か1年の間で17.6%も減らすことができたことは大変すばらしいことだと思います。

一般会計の地方債現在高においては、令和元年度から毎年約1億円ずつ返済し、この2年間は着実に減らすことができました。

実質公債費比率は、令和元年度11.8%、令和2年度11.5%とほかの自治体に比べ若干高めではありますが、地方債が多い安八町としては適正な率なのではないかと私自身考えております。経常収支比率においても、令和元年度81.7%、令和2年度80.9%と適正水準に近いところで推移し、数字的には悪くない状況です。

財政調整基金については、令和元年度3億7,137万円しかありませんでしたが、令和2年度は6億8,571万円まで増やし、単年度で3億1,434万円の増加がありました。もう少し深く掘り下げて説明いたしますと、平成29年度には1億2,538万円しかありませんでしたが、令和3年、今年の9月末現在は8億9,871万円と、この3年半で7億7,333万円の増加です。この3年半の単年度平均は2億2,095万円と、大変すばらしい増加をしているように見えますが、実際は令和2年度から令和3年、今年の9月末までの伸びが大きく、僅かこの1年半で5億2,734万円の増加をしています。

財政調整基金を増やしていくことは大変よいことだと思います。また、令和元年度、2年度において上げさせていただいた項目を財政運営の観点のみ

で着目すると、大変すばらしい驚異的な伸び率であり、称賛に値する運営と言えるのかもしれませんが。

しかしながら、事業運営の観点から見ると、この財政調整基金の増え方は脅威になり得る可能性があります。なぜなら、住民サービスやインフラ整備等において、おろそかになりかねないことが懸念されるからです。

例えば中須川の管理を例に挙げてみると、北今ヶ淵・外善光・牧地内の中須川で、川底とも思われるようなところや川ののり面のコンクリートを突き破って木が生えていて、川の流れに悪影響を及ぼしかねない箇所が幾つあるか御存じでしょうか。中須川の件は、数か所において処理をされていることは存じておりますが、まだまだ処理すべき木が数多く残っています。これは一例にすぎません。この中須川の件のように、安八町には進めなければならないはずの住民サービスやインフラ整備が山積しています。

ここで町長に2点質問いたします。

1点目は、私自身も、いつ来るか分からない災害や数年後に来る小・中学校のタブレットの買換え等のため、財政調整基金を早い段階で増やしていかなければならないと考えております。しかし、令和2年度と今年度においては、財政運営と事業運営のバランスが少し取れていないようにも思えますが、町長自身はどうお考えでしょうか。

2点目は、令和2年度や今年度のように驚異的に財政調整基金を増やすことが悪いとは言いませんが、このようなときにこそ、中須川の件、各公園や市街化調整区域の整備、また町道の整備等、山積した課題を少しでも解決してみたいかがでしょうか。もし実行していただけるのであればどの案件から着手していただけるのか、町長の見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員の御質問、安八町の財政運営と事業運営のバランスについてお答えをいたします。

1点目の財政運営と事業運営のバランスが少し取れていないのではでございます。財政調整基金への積立てと事業の実施のバランスについての御質問かと思えます。

財政調整基金は、有事の際の財源とするためや財源が不足する年度に活用

することを目的といたしております。そのためにも、安定した金額、安八町では10億円を目安としておりますが、これを確保していきたいと考えております。

予算を編成するに当たっては、財政調整基金からどの事業を実施するために充当するというのではなくて、歳出する経費全般にわたり、不足する財源を確保するために繰り入れております。この際、繰入れはできる限り最小限にすることを常に念頭に置いておりますし、執行の段階では、経費全般にわたり、精査、削減に努めております。

また、町税や交付税などの予測以上の歳入に関しましても、積立てする場合があります。職員が歳入の確保や経費の削減に努力を重ね、結果として積立てが多くなる年度もあります。本年度におきましては、この12月補正後では約2億5,000万円を基金から繰り入れる形となっております。

バランスが少し取れていないのではと御質問でございますが、取り入れたい事業、今後進めていかなければならない事業も数多くございます。それらを着実に実施していくためにも、短期的でなく、少し長いスパンを見据えながら、事業運営並びに基金の運用に努めていきたいと考えております。

2点目の御質問に対してですが、御質問でも上げられていますが、課題が山積していることは承知しております。ただいま来年度予算の編成を進めているところでございます。現時点ではいろいろと思いはありますが、具体的にどの事業、案件から着手していくかはまだ固めておりません。年明けから予算査定に入りますが、継続して進めています大きなプロジェクト事業や町の安全につながる事業は着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

昨年の3月と今年度の3月の定例会のときにも、財政についてちょっと私のほうから質問をさせていただいたんですけど、今回、正直これだけ財政調整基金ですか、10億円ためるといのはすごくよく分かります。ただ、前年度、今年度とそちらのほうに極端にかじを切り過ぎではないかなと。ただ、一般質問で2度ほど私も結構きつい指摘のほうをさせていただいたかなと思

っているんですけど、私自身にもその責任はあるのかなと少し感じておるわけですが、何度も繰り返しになります、財政調整基金を増やすことは大変よいことであり、決して悪いことではありません。しかし、このコロナ禍で各行事等が次々と中止になりまして、また安八温泉やハートピア等、各施設が一時休館し、平年に比べ住民サービスが低下したと言わざるを得ない昨今、この過程において使わなかった資金ぐらいはやはり住民サービスに使用されるべきだと私は思っております。

例に挙げさせていただいた河川整備や行き届いたインフラ整備が災害に強いまちづくりにもつながり、また行き届いた住民サービスこそが行政の使命であり、ひいては安八町の人口増加にもつながるのではないのでしょうか。その点について町長はどうお考えか、見解をお聞かせください。お願いします。

議長 町長 堀正君。

町長 御指摘の河川の維持管理の関係でございます。

維持管理、例えば除草、しゅんせつ、樹木の伐採、いろいろございます。毎年予算を確保しながら、よい状態を保つことができるようにと心がけておるところでございます。しかし、予算にも限りがございます。なかなか十分に隅々まで対応できていないということは認識しております。短期的な対応、なかなか難しいところもございますが、一つ一つもう少し長いスパンで着実に対応していきたいと思っております。

1つの河川の維持管理を例として挙げましたが、いずれにしても、全体的に見て、短期的な対応でなくて、少し長いスパンを見据えながら、一つ一つ、先ほどの回答に重なりますが、事業運営並びに基金の活用をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

中須川の件につきましては、先ほど長期的なというような話をしておりましたが、私自身、写真を見ていただければ分かると思うんですけど、半年や1年であそこまで木が大きくなるには到底思えません。長い目で見ていただく、分かります。それも分かるんですけど、例えばなんですけど、年数回草刈り等をしていただいているのは存じております。その際に、まだ木になり切

っていないような小さい時期に刈っていただくとか、そういうところに少ない金額で投資をして、大きい問題になる前に排除していくといったことをやっていたらと大変ありがたいと思います。

安八町は、今回の中須川の件についてもそうなんですけど、どんな問題も小さいうちに処理していかないと、大きな費用や労力がかかってしまいます。今の安八町の山積した数多くの問題も早い段階で解決していただきますことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。以上です。

議長 御苦労さんでした。

次に行きます。2番 渡邊裕光君。

2番 それでは、議長さんのほうからお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうの質問事項は、登龍公園及び駐車場についてです。

放課後児童クラブやスポーツ少年団の送迎に駐車場（旧中央保育園）をたくさんの方が利用されています。11月頃から暗くなるのが早くなり、小学校側には街灯がありますが、駐車場及び公園側には街灯がありません。暗い中でも子供たちが遊んでいる姿が見られ、危険に感じられます。さらに、路上駐車や、駐車場の入り口の看板に一方通行と記載されているのに守られていない方もいます。街灯を設置し、安八町としてのルールを定めてもらうことはできないでしょうか。

また、公園のトイレが故障しております。使用できないので困っているという声も聞かれています。早急に改善することはできないでしょうか。

以上2点ですけど、御回答のほうをよろしく願いをいたします。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問、登龍公園並びに公園の西側駐車場についてお答えいたします。

まず駐車場に関しましては、平成15年1月に現在の中央こども園が竣工した後、旧建物を取り壊し、更地としたものでございます。その後、名森小学校に通われる児童の送迎や小学校の施設を使用される方々の臨時の駐車場として御利用いただいているところでございます。臨時の駐車場の御利用に際しましては、事故防止の観点から利用者の方々に守っていただくためのマナ

一があると伺っております。また、利用者の方々にはおおむね遵守していただいていると承知しております。

しかしながら、議員の御指摘では、路上駐車や駐車場でのマナー違反の方が見えるということですし、また暗い中でも子供たちが遊んでいて危険を感じるということもございます。今後は、早急に教育委員会を通じて学校への注意喚起を図るとともに、当該臨時駐車場を特に夜間利用される放課後児童クラブやスポーツ少年団などの関係者の方々には、関係部署を通じてマナーの遵守等に関して周知を図ってまいりたいと思います。

次に、公園内のトイレの故障につきましては、排水管に樹木の根が侵入しており、排水に支障が生じているため、令和3年6月から使用中止としており、御不便をおかけしているところではございます。公園の周辺にはキャッスルパークの屋外トイレもございますので、そちらを御利用していただきたいと考えております。

なお、本トイレにつきましては、老朽化も著しく、また周囲から死角になり、子供たちが被害者となる犯罪の温床になることも考えられますので、今後、撤去の方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、渡邊議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 ありがとうございます。

基本的なルールを徹底していただくというふうでお伝えしていただけたということで安心しました。

また、トイレのことですが、取り壊すということになっております。景観も悪いですし、治安にも悪いですので、早急に取壊しのほうをしていただくとありがたいというふうに思っております。

私のほうは以上になります。答弁は要らないです。ありがとうございます。

議長 1番 石原英一君。

1番 議長からお許しをいただきましたので、私のほうからは、安八町のICT教育の現状の課題と対処の方向性はということで質問をさせていただきます。

安八町でも本格的なICT教育が始まって半年以上がたちました。今年、

人工知能学者で中央教育審議会会長も務められた経験のある安西祐一郎さんからICT教育の話を伺いました。今の教育システムになって、この100年間で人間の情報伝達量というのは約150万倍になっているそうです。ちょっと150万倍というとなりにくいですが、別の表現でされている方というと、我々の1日の情報量というのが、大体平安時代の人の一生分だというお話をされる方もいらっしゃいます。これのやっぱり影響というのはICTの力が大きいということですよ。

ICT教育というのは、質の高い義務教育を保つことと個人を高める教育というものを両立することができること。それと、目標を発見し、達成感を得る教育にも有効で、生き抜く力と自己肯定感を高める可能性など、メリットは多いです。ただし、これがICT教育だという完成形でスタートさせるということはちょっと難しく、日々アップデートして走りながら進める現在のIT業界の常識というのがICT教育にも求められ、今後その流れは加速すると推測できます。こうなってくると、自治体のICT教育に対する意識の差が自治体の教育格差の広がりにつながると懸念されます。ICT教育の黎明期である今だからこそ、課題や問題点を一つでも減らしてほしいと強く願っています。

例えばICT導入に戸惑っている教員はいないか、ICTに詳しい教員に負担が大きい仕組みになっていないか、ICT支援員やICT活用教育アドバイザーは足りているか、ネットによるいじめや情報流出など情報モラルでの問題はないか、システムの不具合や破損によるタブレットの予備具合など、現在の課題、対処の方向性を担当課長から聞かせてください。

特にシステムの不具合は深刻です。昨年度のインフラ改修でオンライン授業はできます。対面授業では今、町内でそれぞれの学校が3クラス使用すると回線がパンクする状況です。全国各地で起きている問題とは思いますが、安八町の未来を支える子供たちのためにも一日も早い改善を求めます。恐らく町内のICT教育を受けている子供たちの目とか表情を見ていただいたら皆さん恐らく思うと思います。せめて一度に半分のクラスの子供たちが使用できるくらいまで回線を太くする契約、町独自でできないでしょうか。ここだけは町長の見解を聞かせてください。よろしくお願いします。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 石原議員の安八町のICT教育の現状の課題と対処の方向性についてお答えします。

まず、ICT導入に戸惑っている教員がいないかとICTに詳しい教員負担が大きい仕組みになっていないかについてですが、タブレット等ICT機器の扱いについて不慣れな教員は、授業で活用することにちゅうちょする場合があります。導入から1年がたちますが、まだまだ支援が必要な教員はたくさんいます。しかし、ICTの担当教員が授業に必要なスキルを身につくような研修を教員に実施したり、ICTに堪能な教員が不慣れな教員に教えたりして、学級間で差が生まれないように取り組んでいます。

また、町内の教員用にウェブ上に研修動画をアップロードして、自己研修ができるようにしていきます。こうした研修を通して、次第に教員のスキルは上がっています。今まで実施してきた研修会ですが、先生の教材を児童に一斉送信する仕方、家庭や学校とのオンライン授業のやり方、動画データを配信できる機能を活用した資料提示の仕方等があります。

続いて、ICT支援員やICT活用教育アドバイザーは足りているかについては、ICT支援員は、各校月に2日間配置しております。タブレット導入後は、事前に学校と業者の間で支援内容について打合せの上、授業支援を実施しております。また、機器トラブルに関しても対応に当たっていただいております。

なお、ICT活用教育アドバイザーについては、国の事業ですので、活用方法を探りながら取り入れていきます。

次に、情報モラル問題については、他の自治体で発生したいろいろな事案について、すぐに町内の各校長へ文書を送付し、各学校での対応を確認し、迅速な対応に務めております。

機器トラブル対応については、破損や正常に動作しないなど機器トラブルに関しては、町教育委員会を通して迅速に業者対応するように体制を整えています。また、パソコンのネットワークに入っていけないなど軽微なトラブルについては、校内での対応にて迅速に処理しています。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、最後の回線の関係につきまして、私から返答させていただきます。

す。

I C Tのシステムの不具合の解消でございます。

安八町では、昨年度、国の補助を受けて各校にL A N整備工事をいたしました。しかし、石原議員御指摘のとおり、タブレットを学校の子供たち全て同時に使用すると使えなくなるという状況は全国の自治体で起こっておりまして、安八町でも実際に起こっております。

対策といたしまして、タブレットの使用回線の容量を増加させるなど、子供たちのI C T教育が円滑にできるよう尽力しております。そのためには予算措置等必要になると思いますが、そのときは議員の皆様の御理解、また御協力をよろしくお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議 長 石原英一君。

1 番 答弁ありがとうございました。

すごくI C T教育とか、I T全般に言えることなんですけど、誰に聞いても先が読めないとおっしゃいます。先が読めないんだけど、そしてまた皆さん口をおっしゃるのが、それに対応するのは、頭を軟らかくすることは皆さん口をそろえておっしゃいます。それは人工知能とかにはない、今のところ、分野だそうで、やっぱり人間が持っている軟らかい脳というのが、大人が軟らかくしておく子供も軟らかい脳がもっと軟らかくなるそうです。

安八町って、やっぱり今新体操で体が軟らかくなるイメージがついています。体だけじゃなくて頭も軟らかくなるよう、そして安八町で子育てしたら頭も体も軟らかくなる教育を受けられるぞ、そんなまちづくりをしていただけることを期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 4番 坂悟君。

4 番 議長のお許しがありましたので、私から、安八温泉の運営について3点ほど質問させていただきます。

安八温泉は、町民の憩いの場としてにぎわって40年近くになります。前身者の民間が10年と安八町が30年と聞いておりますが、過去に温泉成分の不適合での温泉の掘り直し、温泉の再認定、また喫茶店設備の追加、リニューアル等が実施されたと聞いております。そのかいあって、町民はもとより町外からの来客者も多く、平均で年間20万人以上の入館者があった、またふるさ

と寄附金での申込みもある活気のある保養施設でした。

現状はと申しますと、一昨年来からのコロナウイルスの蔓延防止対策の関係で休館、館内使用制限、休憩所のテレビの撤去、入場人数制限がされております。

また、温泉収支改善対策で、休館日が月2回、1日と15日から週2回と開館時間も、午前からやられていたのが午後からに変更されたこともあり、残念なことではありますが、その関係もあって館内飲食店は今撤退されています。

最初の質問ですけど、コロナ禍での対応でクラスター等を発生させなかったことから見て、一定の評価はしております。町民の憩いの場として子供デー、家族デーなど新しい取組をして、にぎやかな施設に戻していただきたいと考えますが、来年度のプランを御説明ください。

2番目、温泉設備の老朽化により、突発休館、温泉施設内の使用止めの設備があり、耐震性など心配なところがあります。避難施設として機能が満たされていますかという質問です。

3番目、安八温泉の位置づけと将来に向けての温泉施設の建て直しなどのお考えがありますかという質問、以上3点、御回答をよろしくお願いします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、坂悟議員の質問、安八温泉の運営についてお答えをいたします。

殊に最近におきまして、世界的に新型コロナウイルス感染症の再拡大が起きておるところでございます。議員の提案するイベント等の開催につきましては、この新型コロナウイルス感染症の終息がまだまだ見えない中で、様々なイベント等を実施することは控えさせていただきたいと思っております。

今のところ日本では流行が落ち着いております。しかし、世界的に感染も再拡大いたしております。またいつはやるか予測もつきません。当面は現状の時間短縮、そして入場制限並びに休館日を継続していきたいと考えております。

続きまして、2点目の安八温泉は避難施設としての機能を果たしているかについてでございます。

安八温泉は、耐震基準を満たしております。施設は福祉避難所として指定しており、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦の方など、一般の避難所生活で

は支障がある方が特別の配慮を受けることができます。温泉には、福祉避難所の機能として必要な移動式ベッド、障害者用のトイレのほか、必要な消耗品など最低限のものを備えさせていただいております。

続きまして、3点目の安八温泉の位置づけと施設の建て直しについてでございます。

安八温泉は、町の総合計画において、地域交流の場、健康づくりの場を目指す高齢者福祉推進施設として位置づけ、近年においては、当初の福祉という位置づけに加えて、安八百梅園や結神社などとともに希少な観光資源としても位置づけてきました。しかしながら、時代の流れと共に温泉の在り方も見直していかなければならないと考えております。

同施設のうち本館につきましては、建築から40年が経過し、老朽化などの問題もありますが、安八町といたしましては、今のところ建て直す考えはございません。今後とも機械器具の点検をしっかりと実施し、もし不具合が発生した場合は早急に修繕を行い、住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう努めてまいります。どうか御理解いただきますようお願いいたします。

以上、坂議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 町長、御回答ありがとうございます。

安八温泉は、町民の憩いの場としてさらに定着するよう、要望としまして、百梅園の遊歩道の整備とか、中須川の千本桜への遊歩道の整備とか、将来的ですけど、にしみのライナーの安八温泉の発着経路地など、新しい視点に立って、10年後も安八町の名所であり続ける温泉施設として運営をしていただくことをお願いして、質問に代えさせていただきます。回答は特に要りません。以上。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。ただいま55分ですから、15分休憩して11時10分から再開いたします。よろしく願いいたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 では、再開いたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。

まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 坂悟君。

4 番 本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和3年12月6日月曜日、11時から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。

令和4年度議会報告会の開催の有無について協議し、新型コロナウイルスの状況を見ながらではありますが、開催する方向で準備を進めていくことに決定しました。対象者や内容についての詳細は、次回の委員会で協議します。

少数意見留保の有無、ありません。

その他として、議長より、一般質問の取扱いについての資料提供がありました。以上です。

議長 民生文教常任委員長 渡邊裕光君。

2 番 それでは、民生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和3年12月8日水曜日、午後1時30分より。

出席者は、委員全員、関係執行部は、渡邊教育長、小粥保健センター課長補佐が欠席、その他は全員出席でした。

付託事件及び審査の結果ですが、議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はありませんでした。

その他といたしまして、委員会現地視察は、にしみのライナー駐車場ほか、放課後児童クラブ名森教室を視察し、外トイレの設置予定場所について説明

をいただきました。

以上、報告を終わらせていただきます。

議長 総務産建常任委員長 岩田讓治君。

8 番 総務産建常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、令和3年12月9日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員と関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定については、全員一致で原案のとおり承認いたしました。

議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第45号 町道路線の廃止について、議第46号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、委員会の現地視察でございますけれども、高速道路南の道路拡幅工事現場、そして高速道路のり面の避難場所の整備予定地、そして県道間アクセス道路の進捗状況、そして令和2年度に完成いたしました上水道配水場を視察いたしました。それぞれ担当から説明を受けました。

以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第42号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第43号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第44号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6
号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第45号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第46号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は原案どおり可決しました。
以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。
これをもって、令和3年第4回安八町議会定例会を閉会といたします。
(閉会時間 午前11時20分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月16日

議 長 大 平 文 雄

議 員 坂 悟

議 員 西 松 巖